

災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）と日野興業株式会社東京支店（以下「乙」という。）は、災害発生時における仮設トイレ等の供給協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は浦安市内に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合に、甲が乙に対して仮設トイレ等の供給を要請すること及びその手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定に定める仮設トイレ等とは、仮設トイレのほか乙が取り扱う供給可能な物資をいう。

（協力体制）

第3条 甲と乙は、あらかじめ本協定に基づく協力の内容について協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、浦安市内に災害が発生した際、環境衛生を保全するために仮設トイレ等を設置する必要があるときは、乙に対して、甲が指定する場所に乙が保有する仮設トイレ等の供給を要請することができる。

- 2 甲は、乙に対し前項に規定する要請を行う場合、仮設トイレ等の設置場所及び設置数その他必要な事項を書面で依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 3 甲は、前項のただし書きの規定により書面以外の方法により、第1項に規定する要請を行った場合は、乙に対して速やかに要請内容を記載した書面を提出するものとする。

（協力の実施・報告）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、甲に供給できる仮設トイレ等の種類及び数量を報告し、速やかに保有する仮設トイレ等を供給するものとする。

- 2 乙は、仮設トイレ等を供給した後、甲に対して仮設トイレ等を設置した場所及び設置数その他必要事項を記載した報告書を提出し、甲の確認を得るものとする。

（経費の負担）

第6条 本協定に基づき、乙が仮設トイレ等の供給に要した経費（仮設トイレ等の運搬及び設置に要した費用を含む。）は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の単価については、災害発生直前（平常時）における賃料等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 乙は、前項において決定した単価に基づき、甲に経費の請求をするものとする。
- 4 甲は、乙から前項に規定する請求があった場合、請求のあった日から30日以内に乙に支払うものとする。

（連絡担当者）

第7条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定めるものとする。

- 2 前項の規定に基づき定めた甲又は乙の連絡担当者に変更等が生じた場合は、速やかに後任の連絡担当者を定め、相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙が相手方に対し何らかの申出をしないときは、1年間更新されたものとみなし、以降も同様とする。

(解除)

第9条 本協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が文書により相手方に通知するものとする。

2 前項の規定により協定を解除する場合は、甲乙協議の上、解除日を決定するものとする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 3月26日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
甲 浦安市
浦安市長 内田悦嗣

東京都台東区東上野一丁目14番4号
乙 日野興業株式会社東京支店
支店長 下妻康胤